

障害福祉サービス等・障害児通所支援事業者 集団指導

指導監査・運営指導、 令和7年度に注意すべき主なポイント (令和7年度トピック)

※一部、通年資料と重複する内容があります。

令和7年6月作成

佐世保市保健福祉部指導監査課

資料を読むにあたっての留意点

本資料は、基本的に障害福祉サービス等及び障害児通所支援事業における共通した内容です。

表記等は障害福祉サービス等の用語で表現していますが、障害児通所支援事業の内容も包含していますので、障害児通所支援事業者におかれましては、以下のとおり読み替えをお願いします。

ただし、各々のサービスに特化した内容については、以下の表記とします。

- ➔ 障害福祉サービス等・・・(者)
- ➔ 障害児通所支援事業・・・(児)

【読み替え】

- 障害福祉サービス事業者・・・障害児通所支援事業者
- 自立支援給付対象サービス等・・・障害児通所支援事業
- 自立支援給付・・・障害児通所給付
- 介護給付費・・・障害児通所給付費
- サービス管理責任者・・・児童発達支援管理責任者
- 個別支援計画・・・通所支援計画

目次・主な根拠法令等

▶目次 ※この資料において共通部分に関しては、障害福祉サービス等には障害児通所支援事業内容を含む

1	令和7年度指導監査について	P.4～P.6
2	令和7年度運営指導について	P.7～P.24
3	令和7年度に注意すべき主なポイント	P.25～P.30
4	その他重要事項	P.31～P.32

▶主な根拠法令等 (障害福祉サービス等)

1	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法）
2	障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準
3	障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準
4	障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準
5	障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

(障害児通所支援事業)

1	児童福祉法
2	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準
3	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

※各基準について、本資料の中では基準省令と呼びます

1 令和7年度指導監査について

(1) 令和7年度における集団指導及び運営指導について

令和7年度の集団指導及び運営指導については、厚生労働省の通知に基づき、下記の対応とします。

① 集団指導

市ホームページに資料を掲載することをもって、集団指導の実施とします。

なお、事業者の皆様には、資料を確認した旨の報告書をいただくことにより、実施（出席）確認を行います。

※必ず、全ての資料に目を通したうえでご報告ください。

② 運営指導

感染症等の防止対策を図る（体調管理等を行う）とともに、事業所等の皆様方へ影響を最小限に抑えることができるよう、必要最低限の項目について確認等を行います。

※ただし、運営状況や記録の整備状況等によっては時間を要することがあります。

1 令和7年度指導監査について

(2) 運営指導の実施方針

【令和7年度の運営指導対象事業所の選定方法】

- 概ね、3年に1度（障害者支援施設は原則1年に1度）の頻度で実施
※ただし、障害者支援施設は、一般監査（運営指導）にて特に運営上の問題が無いと確認された場合は、3年に1度の頻度により行う場合があります。
- 指定後、半年から1年程度経過した事業所
- 過去の運営指導等の状況を踏まえ、継続的な確認が必要と判断される事業所
- 利用者等から情報提供や苦情等があり、特に必要と判断される事業所
- 他、特別な事由により運営指導を行う必要があると思われる事業所

本市の選定により、全ての事業所が運営指導の対象となる可能性がります。

1 令和7年度指導監査について

(3) 事前通知のない事業所訪問の実施

現在、事業所等における日常の様子を伺うために、事前通知なしに事業所等を訪問することを検討しています。

これにより、日常的な利用者支援、記録の整備及び従業員の配置状況等を確認することによって、更なるサービスの質の向上を図るとともに不正の防止を図り、適正な運営に繋げていただくことを目的とします。

事業者の皆様におかれては、当趣旨をご理解いただき、訪問の際には利用者の支援に支障がない範囲で、可能な限りご対応をお願いすることとなりますので、ご協力をお願いします。

#	サービス	法的根拠
1	障害福祉サービス 障害者支援施設	障害者総合支援法第10条
2	地域相談支援	障害者総合支援法第10条
3	特定相談支援	障害者総合支援法第10条
4	障害児相談支援 障害児通所支援	児童福祉法第57条の3の2

2 令和7年度運営指導について

(1) 過去の運営指導の実績（者）

サービスの種類	R3実施数	R4実施数	R5実施数	R6実施数
居宅介護	1	6	14	1
重度訪問介護	1	5	12	1
行動援護	0	0	4	0
同行援護	1	0	2	0
生活介護	3	4	20	4
短期入所	2	1	6 (2*)	5 (6*)
計画相談支援	13	2	10	10
共同生活援助	8	2	6	26
自立訓練(生活訓練)	0	2	3	2
宿泊型自立訓練	0	0	0	1
就労移行支援	0	2	3	4
就労継続支援 A 型	1	3	3	5
就労継続支援 B 型	0	19	13	29
施設入所支援	0 (7*)	1 (6*)	5 (2*)	1 (6*)
障害児相談支援	11	1	10	6
地域相談支援	10	0	0	3
計	51	48	111	98

R3～4年度は、コロナウイルス感染拡大防止のため、実施件数が落ちている。

※：書面監査等実施件数

2 令和7年度運営指導について

(1) 過去の運営指導の実績（児）

サービスの種類	R3実施数	R4実施数	R5実施数	R6実施数
児童発達支援	0	11	8	15
放課後等デイサービス	1	12	15	28
居宅訪問型児童発達支援	0	1	1	0
保育所等訪問支援	0	3	1	2
計	1	27	25	45

R3年度は、コロナウイルス感染拡大防止のため、実施件数が落ちている。

2 令和7年度運営指導について

(2) 令和7年度指導の重点項目

- ① 人員に関する基準及び勤務体制の確保等
- ② 介護給付費等の算定及び取扱い
- ③ 個別支援計画等の作成
- ④ 虐待防止
- ⑤ 身体拘束
- ⑥ 業務継続計画の策定等
- ⑦ 衛生管理等
- ⑧ 自動車を運行する場合の所在の確認（児）
- ⑨ 安全計画の策定等（児）
- ⑩ 変更の届出

※運営指導等においては、その他の項目についても確認を行うため、必要書類等の整備を行っておくようお願いします。

利用者の生命へのリスクや給付費の不正等に繋がる恐れのある項目を重点的に指導します。

2 令和7年度運営指導について

(3) 重点項目の具体内容

① 人員に関する基準 → 勤務体制の確保等

● 関係法令等

- ▶ 基準省令（人員に関する基準、勤務体制の確保等）

● 指導内容

- ▶ 人員に関する基準を満たす職員配置の確保と、適切な職員によるサービスの提供が行われるよう指導します。
- ▶ サービスの提供に当たって、適切なサービスの提供を確保するために月ごとの勤務表を作成するとともに、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、兼務関係等を明確にしておくよう指導します。

人員配置は、職員の勤務実績を含め厳密に確認を行い、不正が発覚した場合は、行政処分の対象になる場合があります。

2 令和7年度運営指導について

【具体的な指導内容】

- 事業ごとに、従業者の勤務の体制を定めておくこと。
(毎月シフト表や勤務形態一覧表等を作成すること)
- 従業者の勤務実績を明確に記録しておくこと。
(特に、法人役員等の勤務実績を残していないケースが散見されます)
- 多機能型事業所であっても、各々の事業は別事業である(兼務不可である)ことから、事業者は従業者に他の事業の業務を行わせないこと。
※障害児通所支援は、兼務可
- 特に、施設外就労を行うにあたっては、利用者が2～3人ずつの少数であったとしても、職員はそれぞれに配置が必要となることから、各々の事業所の従業者が随行を行うこと。
- 障害児通所支援事業の児童発達支援、放課後等デイサービスについては、サービス提供時間帯を通じて基準に定められた数の従業者の配置を行うこと。

<指摘事項の例>

- ▶勤務形態一覧表（勤務予定表）に記載のない職員が、支援を行っている。
- ▶法人代表者の勤務時間の記録を残しておらず、人員基準違反となった。
- ▶多機能型事業所において、特に施設外就労等を実施する際に、片方の事業所の従業者のみが支援している。

2 令和7年度運営指導について

②介護給付費等の算定及び取扱い

●関係法令等

- ▶基準省令等（サービスの提供の記録、介護給付費等の算定及び取扱い）

●指導内容

介護給付費等の算定に関し、制度の信頼性確保及び利用者保護の観点に立ち、適正な請求が行われるよう指導します。

介護給付費等の請求の計算基礎となるサービスの提供の記録については、提供日、具体的内容その他必要な事項等をサービスの提供ごとに記録するようになっていきますので、一か月分を後でまとめて作成することがないよう指導します。

処遇改善加算については、対象となる職種・ルールに基づいて、適正な金額を配分するよう指導します。

2 令和7年度運営指導について

【具体的な指導内容】

- ①利用者及び事業者等が、その時点での契約支給量やサービスの利用状況を把握できるようにするため、サービスの提供日、具体的内容、その他必要な事項をサービスの提供のつど記録しているか。
- ②サービス提供実績記録票が適正に作成されているか。また、請求データと整合性がとれているか。
- ③加算分を請求するにあたり、その根拠となる記録の作成及び保管を行っているか。
- ④計画相談（障害児相談）支援において、作成された計画について利用者の同意を得たことに基づいて給付費の請求をしているか。
- ⑤処遇改善加算を算定している事業所において、届け出たキャリアパス要件等を満たしているか。また、要件を満たさなくなった場合、変更届出を行っているか。（キャリアパス要件V配置等要件について要件を満たさなくなった場合での加算区分変更等）
- ⑥処遇改善加算の配分ルールに従って適正に配分しているか。また、配分方法等について従業者に十分な説明を行っているか。
- ⑦請求に関して、給付を受けるサービスと自己負担分の区別があいまいになっていないか。
- ⑧給付費等の請求について、算定に必要な要件（人員配置や資格要件等）を満たしているか。

2 令和7年度運営指導について

②介護給付費等の算定及び取扱い → 定員超過利用減算（児）

●関係法令等

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準
児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準
厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定
単位数に乗じる割合

●指導内容

障害児通所給付費の算定に関し、定員超過利用減算の適正な請求が行われるよう指導します。

児童発達支援及び放課後等デイサービスでは、原則として利用定員を超えて通所支援の提供を行ってはならないとされており、利用者数が一定数上回るときには、定員超過利用減算を算定する必要がある。定員を超過して利用者を受け入れている事業所においては、毎月の報酬の請求に当たり、国から示されている確認シートを用い、定員超過利用減算の算定の要否の確認を行い、算定の漏れがないよう指導します。

※通知 障害児通所支援における定員超過利用減算の取扱いについて（事務連絡令和4年2月28日）
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課障害児・発達障害者支援室

2 令和7年度運営指導について

③運営に関する基準 → 個別支援計画の作成

- 関係法令等

- 基準省令（個別支援計画の作成）

- 指導内容

サービスの質の確保及び利用者保護の観点に立ち、適切な個別支援計画が作成されるよう指導します。

【具体的な指導内容】

- ① サビ管等が、サービス等利用計画等を基に、個別支援計画案を作成しているか
- ② アセスメントにより解決すべき問題を明らかにし、提供するサービスの具体的な内容や、日程等を計画に盛り込み、援助の方向性や目標を定めているか。
- ③ 個別支援計画原案の内容についての会議を開催し、協議しているか。また、必要に応じ相談支援事業所を参加させているか。
- ④ 個別支援計画原案を本人及びその家族に説明し、同意の署名を貰っているか。
- ⑤ 以上を踏まえた、個別支援計画を交付しているか。
- ⑥ 見直しの際にも、モニタリングを踏まえ同様の流れで実施しているか。

2 令和7年度運営指導について

③運営に関する基準 → 個別支援計画の作成（児） R6.4以降変更点 ※報酬改定に伴う変更部分含む

基準等が見直され、令和6年4月から下記のとおりが取組が求められています。適正に実施するよう指導します。

【具体的な変更内容】（一部報酬改定に伴う内容含む）

- ① 個々の障害児の支援に要する時間を個別支援計画に定め、計画時間に応じて基本報酬を算定すること。（児発・放デイ※重心以外・・・報酬時間区分創設対象）
※ただし、報酬の時間区分創設にかかわらず全サービス個別支援計画に支援の提供時間を定めること。
- ② 延長支援加算の算定にあたっては、延長支援時間を個別支援計画に定めること。①の報酬時間区分創設対象
- ③ 個々の障害児への支援内容について、個別支援計画において、児童発達支援ガイドライン等に基づく5領域とのつながりを明記すること。（児発・放デイ・居宅訪問型児発）
- ④ 保育所等との並行通園や保育所等への移行等、インクルージョン（障害児の地域社会への参加・包摂）推進の具体的な取組等についても個別支援計画に記載し実施すること。（児発・放デイ・保育所等訪問）
- ⑤ 個別支援計画を作成した際は、保護者と相談支援事業所に交付すること。（全サービス）

詳細は、基準省令、児童発達支援ガイドライン、放課後等デイサービスガイドライン、報酬告示、留意事項通知、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定（障害児支援）に関するQ&A

子ども家庭庁支援局障害児支援課 事務連絡

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける個別支援計画の取扱いの変更について（令和6年3月15日）

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う個別支援計画作成にあたっての留意点及び記載例について（令和6年5月17日）をご確認ください。

2 令和7年度運営指導について

④運営に関する基準 → 虐待の防止

※R6年度から、
減算の適用有り

●関係法令等

- ▶平成24年10月「障害者虐待防止法」の施行
- ▶基準省令（虐待の防止）、（運営規程）

●指導内容

職員への研修実施や虐待防止措置を講じることが定められていますので、事業者に対し虐待防止の取り組みを行うよう指導します。

令和4年4月1日から、虐待防止対策検討委員会の定期的開催及び従業員に対する結果の周知が義務付けられたことを踏まえ、適正に実施するよう指導します。

【具体的な指導内容】

- ①職員に対し、虐待についての事業所内研修または外部研修を受講させるなどの研修の機会を設け、虐待防止について周知しているか。
- ②虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っているか。

虐待に組織性、悪質性、連続性、非改善等が認められた場合、
行政処分の可能性があります。

2 令和7年度運営指導について

⑤運営に関する基準 → 身体拘束等の禁止

※R5年度から、
減算の適用有り

●関係法令等

- ▶平成24年10月「障害者虐待防止法」の施行
- ▶基準省令（身体拘束等の禁止）、（運営規程）

●指導内容

利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行うことが無いよう指導します。

令和4年4月1日から、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的開催及び従業者への周知徹底が義務付けられたことを踏まえ、適正化を図るための措置を講ずるよう指導します。

【具体的な指導内容】

- ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について 従業者に周知徹底を図っているか。
- ② 身体拘束等の適正化のための 指針を整備しているか。
- ③ 全従業者に対し、身体拘束等の適正化のための 研修を定期的に実施しているか。
- ④ やむを得ず身体拘束等を行う場合には、拘束の様態、開始及び終了時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録し、適正な取り扱いを行っているか。

2 令和7年度運営指導について

⑥運営に関する基準 → 業務継続計画の策定等

※R6年度から、
減算の適用有り

●関係法令等

- ▶基準省令（業務継続計画の策定等）

●指導内容

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定し、必要な措置を講ずるよう指導します。

また、業務継続計画に係る研修及び訓練を定期的実施するよう指導します。

【具体的な指導内容】

- ①業務継続計画を策定しているか。また、計画について従業者に周知しているか
- ②計画の内容は「感染症分野(平時からの備え・初動対応・感染拡大防止体制の確立)」と「災害分野（平常時の対応・緊急時の対応・他施設及び地域との連携）」を網羅しているか
- ③業務継続計画のために必要な研修及び訓練を年1回以上実施しているか

※障害者支援施設は年2回以上

【減算に対する経過措置】 ※令和7年3月31日まで

- ①訪問系・相談系の事業所：令和6年度末までは、計画策定されていなくても減算の適用なし。
- ②通所系・入所系の事業所：非常災害対策計画と感染症対策指針を策定している場合は、令和6年度末までは未対応でも減算の適用なし。

2 令和7年度運営指導について

⑦運営に関する基準 → 衛生管理等

※R6年度から、義務化

●関係法令等

- ・基準省令（衛生管理等）

●指導内容

利用者が新型コロナウイルスやノロウイルスといった感染症による事業所内での集団感染等が発生することがないように、感染症等に対する予防対策を講じることが極めて重要であることから、適切な衛生管理が行われるよう指導します。

【具体的な指導内容】

- ①感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね3月に1回以上（訪問系・相談系は概ね6月に1回以上）開催しているか（R6年度から義務化）
- ②感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか（R6年度から義務化）
- ③従業者に対する感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を年に2回以上（訪問系・相談系は年に1回以上）実施しているか（R6年度から義務化）
- ④感染症等の発生または発生が疑われる状況が生じた時は、速やかに市障がい福祉課等の関係機関に連絡する等、発生時の連絡が適切に行われているか。
- ⑤職員は、利用者の状態把握に努め、緊急時には医師や看護師の指示に従い、感染がさらに拡大しないよう適切な対応をしているか。

2 令和7年度運営指導について

⑧運営に関する基準（児） → 自動車を運行する場合の所在の確認

●関係法令等

▸基準省令（自動車を運行する場合の所在の確認）

※R5年度から、義務化

●指導内容

障害児の通所や事業所外活動等のために自動車を運行するときに、必要な安全装置が装備された自動車を使用し、適切に利用者の所在確認が行われるよう指導します。

【具体的な指導内容】

- ①障害児の通所や事業所外活動等のために自動車を運行するときは、障害児の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により障害児の所在を確認しているか。（R5年度から義務化）【障害児通所支援全サービス】
- ②障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置（安全装置）を備え、これを用いて①の所在確認（障害児の降車の際に限る）を行っているか。

※2列以下の自動車を除くすべての自動車が原則として義務付けの対象

【児童発達支援・放課後等デイサービス】

2 令和7年度運営指導について

⑨運営に関する基準（児） → 安全計画の策定等

●関係法令等

- 基準省令（安全計画の策定等）

※R6年度から、義務化

●指導内容

障害児の安全確保を図るため、事業所ごとに安全に関する計画を策定し、当該計画に従い必要な措置が行われるよう指導します。

【具体的な指導内容】

- ①安全計画を策定しているか。
 - 設備の安全点検
 - 従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導
 - 従業者の研修及び訓練
 - その他事業所における安全に関する事項
- ②従業者に対する周知及び研修・訓練の定期的な実施を行っているか。
- ③保護者に対する安全計画に基づく取組内容等の周知を行っているか。
- ④定期的な安全計画の見直し・必要に応じた変更を行っているか。

2 令和7年度運営指導について

⑩変更の届出

●関係法令等

▶障害者総合支援法、児童福祉法、基準省令

●指導内容

指定内容等に変更があった場合、10日以内に適切に届出を行うよう指導します。

【具体的な指導内容】

- 厚生労働省令で定める事項に変更があったときは10日以内に市に届けること。
- 定員増員、事業所の移転や共同生活援助にかかる共同生活住居の追加等建物にかかる変更は1か月前までに市に届けること。（要事前相談）
- サビ管等の変更、加算の取下げは直ちに変更すること。

主な変更要件等

- ・事業所（施設）の名称及び所在地（電話番号の変更も含む）
 - ・申請者（設置者）の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び住所
 - ・事業所の建物の構造の概要及び平面図並びに設備の概要
 - ・サービス提供責任者（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）の氏名・経歴及び住所、研修修了状況
 - ・運営規程など
- ※法人のメールアドレスの変更がある場合も連絡すること（メールでの連絡で可）

2 令和7年度運営指導について

【サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・相談支援専門員の研修修了届について】

事業所に配置しているサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・相談支援専門員については、必要な研修（実践研修、更新研修、現任研修）を修了した場合には、**修了証が届いてから10日以内に変更届にて届出**を行っていただくようお願いいたします。

※期間満了までに必要な研修を修了しなかった場合は、配置ができなくなり、サビ管欠如減算等に該当する場合があります。

【変更届に必要な書類】 ※市HPに必要な様式を掲載しています

- ① 変更届出書 → 「変更年月日」は、研修修了日
- ② 各事業所の指定にかかる記載事項 ※サービス種別により付表番号は異なります
- ③ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 → 研修修了日の属する月のもの
- ④ 経歴書
- ⑤ 研修の修了証の写し（直近で修了したもの） → 原本証明は不要

URL(者) : <https://www.city.sasebo.lg.jp/hokenhukusi/sidouk/syogaihukushiservice.html>

URL(児) : <https://www.city.sasebo.lg.jp/hokenhukusi/sidouk/syogaijitusyoshien.html>

3 令和7年度に注意すべき主なポイント

(1) 就労選択支援

※R7年10月から開始予定

①実施主体

①～③の要件すべてを満たす必要があります。

①就労移行支援又は就労継続支援にかかる指定障害福祉サービス事業者

②過去3年以内に当該事業者の事業所において、3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他同等の経験と実績

③協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めること。

②定員

10人以上

③人員の配置・要件

以下の要件を満たす必要があります。

●管理者・・・原則として管理業務に従事するもの。

(管理業務に支障がない場合は兼務可)

3 令和7年度に注意すべき主なポイント

(1) 就労選択支援

※R7年10月から開始予定

●従業者（就労選択支援員）・・・常勤換算方法で利用者数を15で除した数以上就労選択支援員養成研修の修了が要件です。

（9年度末までは経過措置として厚労大臣が定めるもの等に規定する障害者の就労支援に関する基礎的研修又はこれに相当する研修を修了したものを就労選択支援員とみなします。）

基礎的研修と同等以上の研修とは以下のものです。

- ・就業支援基礎研修（就労支援員対応型）
- ・訪問型職場適応援助者養成研修
- ・サービス管理責任者研修専門コース別研修（就労支援コース）
- ・相談支援従事者研修専門コース別研修（就労支援コース）

④設備

●訓練・作業室

訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備える

●相談室

間仕切りを設けること

●洗面所・便所

利用者の特性に応じたものであること

3 令和7年度に注意すべき主なポイント

(2) 業務継続計画 未策定減算経過措置終了

全サービス

就労選択支援については令和9年3月31日までの間、減算を適用しない経過措置を設ける。

【業務継続計画の策定について】

- ① 業務継続計画を策定し、必要な措置を講ずること
- ② 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施すること

【やっておかなければならない事整理】

1. 「業務継続計画」（感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画）を作成すること。
2. 当該計画について従業員に対し周知・共有するとともに、当該計画に従い、従業員に対して必要な教育・研修及び訓練（シミュレーション）を①採用時と②年1回以上実施し、その内容を記録しておくこと。
※全ての従業員が参加できるようにすることが望ましい。
3. 定期的に当該計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うこと。

上記対応ができていない場合は減算適用になります。

3 令和7年度に注意すべき主なポイント

(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算経過措置

全サービス
(相談系除く)

【処遇改善加算の更なる取得促進】

事業所の事務負担等に配慮し、以下のとおり令和7年度中は経過措置期間を設ける

- ① キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲについて、令和7年度中の取得要件整備を行う誓約での要件確認
- ② 職場環境等要件について、令和7年度中に要件整備を行う誓約での要件確認
- ③ 障害福祉（障害児支援）人材確保・職場環境改善等事業の申請を行った場合に職場環境等要件に係る適用を猶予

【やっておかなければならない事整理】

【キャリアパス要件】

1. 令和7年度計画において、令和7年度中にキャリアパス要件Ⅰ（任用要件・賃金体系の整備等）、キャリアパス要件Ⅱ（研修の実施等）、キャリアパス要件Ⅲ（昇給の仕組みの整備等）を整備することを誓約して届出を行っている法人については、年度内に整備を行うこと。

【職場環境等要件】

2. 令和7年度計画において、令和7年度中に職場環境要件の整備の誓約、長崎県障害福祉人材確保・職場環境改善等事業費補助金の申請を行うとして届出を行っている法人については、年度内に整備を行うこと。

3 令和7年度に注意すべき主なポイント

(4) 共同生活援助における支援の質の確保（地域との連携）

○ 障害者部会報告書において

- 障害福祉サービスの実績や経験があまりない事業者の参入により、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念される。
- 居住や生活の場であり、運営が閉鎖的になるおそれのあるサービス類型については、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れることが、事業運営の透明性を高め、一定の質の確保につながるものと考えられ、介護分野の運営推進会議を参考とした仕組みを導入することが有効と考えられる。との指摘があった。

○ これを踏まえ、運営基準において、各事業所に地域連携推進会議を設置して、地域の関係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組を義務づける。（施設入所支援も同様）

○ 地域連携推進会議の実施にあたっては、厚生労働省が作成した「地域連携推進会議の手引き」を参考にしてください。【厚生労働省HP】 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41992.html

《地域との連携等》

- ① 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- ② 会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。
- ③ ①の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する。

※ 外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表等を実施している場合には、適用されません。

※ 日中サービス支援型における協議会への報告義務は、これまでと同様。

※ 上記規定は、令和6年度から努力義務化、**令和7年度から義務化。**

3 令和7年度に注意すべき主なポイント

(5) 障害福祉サービス事業者等の経営情報に関する事項

◎厚生労働省・こども家庭庁発出令和7年3月31日付け
「障害者総合支援法施行規則の一部を改正する命令等の公布通知」より

【改正内容】ア. 児童福祉法及び障害者総合支援法に規定する**情報公表対象サービス等情報に、下記の**

①～④までの情報を追加するもの。

① 事業所・施設の名称、所在地その他の基本情報

② 事業所・施設の収益及び費用の内容

③ 事業所・施設の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項

④ その他必要な事項

イ. 障害福祉サービス事業者等から都道府県知事等への経営情報の報告方法は、都道府県知事等の定めるところ(障害福祉サービス等情報公表システム上に構築する経営情報データベースを活用することを想定)とし、報告期限は毎会計年度終了後3月以内とするもの。

【施行期日】 令和7年4月1日

【経過措置】 令和8年3月31日までの間は、「**毎会計年度終了後3月以内**」とあるのは、「**令和8年3月31日まで**」と読み替えるものとする。

【その他】 今後、運用マニュアル等の提示、説明会の実施等の上で、秋頃を目途にシステムへの報告を開始することを予定しており、詳細は通知でお示しすることを予定しているためご留意いただきたい。

4 その他重要事項

(1) 様式の統一化

児童福祉法施行規則及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の改正により、「指定申請等」の様式については、「こども家庭長官及び厚生労働大臣が定める様式等」により行うものとされました。（令和8年4月1日施行）

令和7年3月31日付厚生労働省、こども家庭庁の事務連絡においては、施行を待たず様式の早期活用を求められているため、通知に基づき、令和7年度中に指定・指定更新・指定変更・変更手続き等の使用について、国が定める標準様式に統一することを検討しております。

様式変更が決定しましたら、皆様にお知らせいたします。

【対象となる様式】

- 指定申請書
- 指定更新申請書
- 指定変更申請書
- 変更届出書
- 各申請にかかる付表
など

4 その他重要事項

(2) 自己点検表の活用について

障がい福祉分野における手続負担の軽減に伴い、厚生労働省から運営指導時の自己点検表が示されています。

つきましては、市ホームページに様式を掲載しますので、事業者の皆様におかれては、適宜（年1回程度）様式に基づき自己点検の実施を徹底し、適切な運営を行ってください。

【市ホームページ：「指定障害福祉サービス等の運営指導（旧実地指導）等について」】
URL：https://www.city.sasebo.lg.jp/hokenhukusi/sidouk/syogai_uneisido.html

(3) 給付費等の請求時の誤りについて

毎月の自立支援給付費等の請求時に、報酬区分や加算算定の誤り等が散見されます。

いま一度加算項目等の要件を確認のうえ、届出が必要な加算項目については定められた期限までに書類提出いただくとともに、報酬区分等に誤りがないよう請求を行ってください。

【請求時の誤りの例】

- ▶ B型の基本報酬区分（平均工賃区分）が誤っている。
- ▶ 届出が必要な加算項目について、届出を行っていないにも関わらず加算を請求している。
 - ※届出不要の加算項目については、要件を満たせば算定できます。
 - ※加算を算定する場合は、要件を満たしていることがわかる根拠書類を適切に保管しておいてください。

障害福祉サービス等・障害児通所支援事業者 集団指導

指導監査・実地指導、
令和7年度に注意すべき主なポイント

(令和7年度トピック)

～ E N D ～